

【別冊 4】

消毒ポイント

消毒ポイント

1 消毒ポイントの設置

(1) 目的と設置場所

- ・本病の発生確認後、感染拡大を防止することに重点を置き、速やかに設置する。
- ・原則として発生農場周辺(半径 1 km 範囲内)、移動制限区域(半径 3km[※])および搬出制限区域(半径 10km[※])境界の幹線道路沿いに設置する。

※:低病原性の場合は、原則半径 1km、5km。

(2) 調整

- ・現地(地域)防疫対応班(調整係)は、消毒ポイント候補地に対し防疫作業実施の許可を得て、消毒ポイント設営場所を確保する。
- ・設営場所(看板含む)に応じ、必要な道路占有許可等の手続きを行う。

(3) 設営に必要な資機材(※別冊7「防疫資材の調達・管理」参照)

- ・設営する消毒ポイントごとに、必要な資機材の確認を行う。
- ・現地防疫対応班調整係は、協力団体支部に資機材調達依頼書を送付し、資機材(表1)の調達を依頼する。
※発生地域以外の地域に消毒ポイントを設置する場合は、現地防疫対応班調整係は、他地域分もまとめて調達する。地域防疫対応班調整係は、調達を依頼する資機材を現地防疫対応班調整係へ報告する。
- ・現地(地域)防疫対応班は、現地(地域)調達品(表2)を準備する。
- ・県防疫総括班資材管理係は、県防疫対応班総務係および現地防疫対応班調整係と調整の上、県本部調達品(表3)をトラック協会等に依頼し、備蓄倉庫から輸送する。トラック協会等での輸送が困難な場合は、現地(地域)防疫対応班(調整係)に運搬を依頼する。

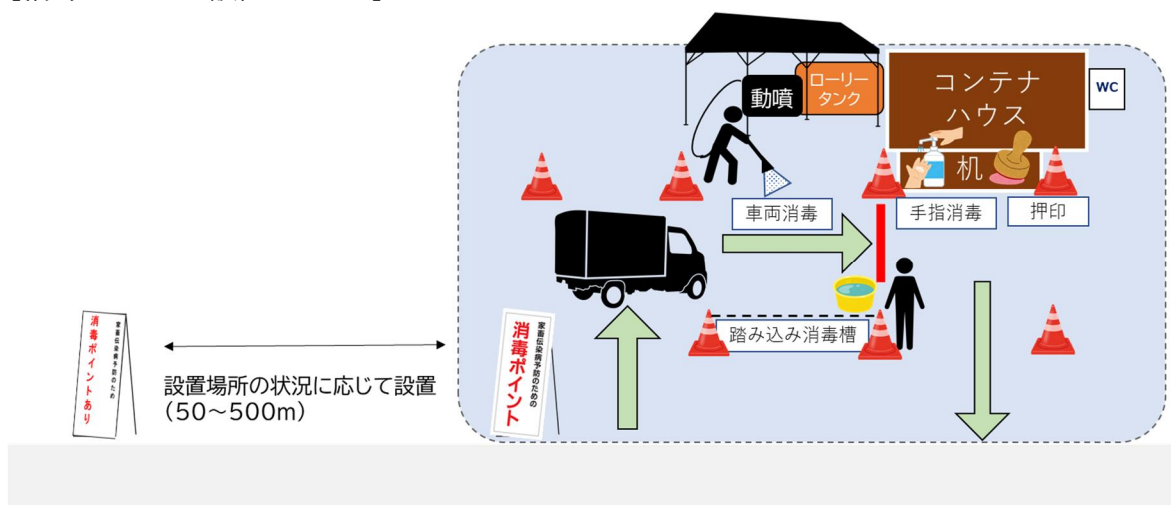
(4) 設営

- ・現地(地域)総務班消毒ポイント係は、現地(地域)防疫対応班と調整の上、必要な資機材を受け入れ、設営する。
※資機材の受け入れ時には、搬入者の立会のもと動作確認を行う。
- ・設営にあっては、車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意し、立て看板による表示(予告を含む)を行う。

2 消毒ポイントの周知

- ・畜産関係者(トラック協会、飼料会社、養鶏農家、動物用医薬品等販売業者、種鶏業者、食鳥処理場等)には事前に県防疫対応班総務係から消毒ポイントに関する情報を周知し、消毒を受けるよう協力要請する。
- ・住民への周知が必要な場合は、「住民の皆様へ」(様式4)を参考に周知を行う。

【消毒ポイントの設置イメージ】



消毒ポイント設置の手順

(1) 消毒機材等を準備する。

ア 動力噴霧器、ローリータンク

※動力噴霧器は雨等で濡れないようテント内に置く。

※寒冷時の凍結に注意し、適宜、対策を行う。

イ 消毒薬

注1: 事前に消毒液の排水場所を確認し、ポイント周辺の消毒薬による汚染に配慮する。

注2: 複数の消毒班員が作業を行うことから、消毒薬の希釈作業の記録は消毒ポイント作業記録の備考欄に記載する。

注3: 初回はタンク満杯の消毒薬を作らないこと(その後のタンクの移動ができなくなるため)。

まず100L以下で作成し、車両の台数の状況により追加で作成する。

ウ 水(消毒薬希釈用)

※水源が近くにはない場合には、給水車(散水車)等で運搬する。

エ 消毒ポイント看板、予告看板

※運転者から見えやすい場所に設置する。

オ 発電機、投光器、赤色灯、コンテナハウス等を手配し、現地に搬入設置する。

※コンテナハウスは、車両の進入が確認しやすい位置に設置する。

※コンテナハウスの窓で書類の受け渡しを行い、車両消毒確認書等への記載・押印を屋内で実施することもできる。

(2) 動力噴霧器の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。

【消毒薬の調製】

パコマ (逆性石けん)	踏込消毒槽:50倍希釈(パコマ20ml+水1L) 車両等:500倍希釈(パコマ200ml+水100L)
70%エタノール	手指と車内:希釈せず使用

※タンク満杯作成せず、車両消毒実施状況に応じて追加作成する

【寒冷時の対策】

- ・不凍液を利用して消毒液を作製する
- ・消毒薬の濃度を2倍に高める
- ・給水車(散水車)は、車両所有者に確認し凍結防止対策を行う(水抜きレバーの操作など)

3 消毒ポイントの運営

(1) 運営時間

消毒ポイントの運営は、24時間体制での運営を基本とする。

ただし、対象車両が限定されることから、消毒ポイントの設置が周知できた段階で関係者等と協議し、消毒ポイントの運営時間を調整できるものとする。

(2) 運営・管理

初動では現地または地域総務班消毒ポイント係が消毒作業に従事するが、委託契約が済み次第、専門業者に委託するものとする。なお、委託後は、現地(地域)防疫対応班が消毒ポイントの管理・確認を行う。

(3) 報告

- ・「消毒ポイント作業記録」(別冊4様式3)を現地(地域)総務班総務係に報告する。
- ・現地(地域)総務班総務係は、県防疫総括班総務係にその内容を報告する。

(4) 資材管理と不足資材の調達

- ・資材は、「防疫資機材管理台帳」(別記様式5)で在庫を管理する。
 - ・現地(地域)総務班消毒ポイント係は、不足資材について現地(地域)防疫対応班調整係に報告し、「防疫資材発注簿」(別記様式6)に記録する。
 - ・現地(地域)防疫対応班調整係は必要な資材を調達し、搬入を手配する。
- ※別冊7「防疫資材の調達・管理」を参照

4 車両消毒作業

(1) 班編成

円滑な作業や消毒ポイントの運営等の周知徹底を図るため、現地または地域対策本部要員2～3名により班を編成し、8時間の3交代制を基本とする。警察は、消毒ポイントの交通安全の確保および警戒活動を行う。

(2)消毒対象車両

- ア 家きんの生体等(加工処理体も含む)輸送車
(家きんを入れたプラスチック製のコンテナを輸送)
- イ 畜産飼料輸送トラック
- ウ 家きん卵輸送トラック
- エ 家きん堆肥運搬車両
- オ その他家きん農場に出入りする畜産関係車両

※ 移動制限区域内を通過するだけの関係車両も含む

(3)作業手順

- ア 現地および地域対策本部指定の場所に集合
- イ 消毒ポイントに移動
- ウ 点呼および作業要領、作業手順の確認(交代の場合は作業状況の引継を行う)
- エ マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カップ(防護服での代用も可)を着用。
- オ 消毒の実施

(ア)畜産関係車両を消毒ポイントに誘導する。

消毒ポイントを運転者に周知する看板をポイント手前に設置し、消毒ポイントに入ってきた車両を消毒場所に誘導する。

(イ)運転者に説明と書類等の確認を行う。

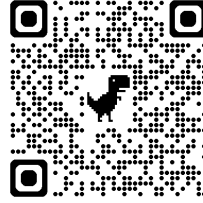
- ・家伝法に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを運転者に説明する。
- ・「車両消毒確認書」(別冊7様式1)に車両ナンバー、車の所有者および運転者の記載を求め、目的地等の確認を行う。車両の外側を消毒している間に、車内で記入することも可とする。
- ・既に、「車両消毒確認書」(別冊7様式1)を所持している場合は、車両消毒確認書を受け取り、目的地等の確認を行う。

【「移動制限除外証明書」により制限の対象外となる家きん等を運搬している場合】

- ・本来は移動が制限される家きん等を、許可を受けて運搬等する車両については、「移動制限除外証明書」(参考1)、「家きん等の移動指示書」(参考2)が交付され、これらを消毒ポイントで提示することとされている。「家きん等の移動指示書」(参考2)のとおり消毒ポイントにて消毒を受けているかの確認を行う。

【車両の消毒方法等】

・動画「車両消毒方法」を参考に手順を確認する。



(ウ)運転者の了承後、車両の消毒を実施する。

車両外部: タイヤ周りを重点に車両全体を消毒。家きん運搬車は、消毒薬が家きんにかからないよう十分に注意しながら消毒する。

車両内部: 運転者の靴底(専用長靴を使用している場合はその長靴)、運転席のマット、ハンドルを消毒する。同乗者がいる場合は、運転者に準じる。

靴底: 運転者は車両から降りて踏込消毒槽で靴底を消毒するよう指示する。

マット: 運転席のマットを外し動力噴霧器で消毒する。

ハンドル、ペダル:

運転者に紙製ウエスおよびアルコールスプレーを渡し、ハンドル等の消毒を指示する。車両外側の消毒をしている間に、内部の消毒を運転者自身が行う。同乗者は同乗者の座席周辺を消毒する。

(エ)消毒を実施した旨の記録をする。

・「車両消毒確認書」(別冊7様式1)または「家きん等の移動指示書」(参考2)に必要事項を記載し、消毒済の印を押印して運転者に渡す。

・「車両消毒実施台帳」(別冊7様式2)に消毒の日時、実施者、車両ナンバー、車両所有者、目的地または経由地を記録する。

(オ)車両消毒確認書は、制限区域が設定されている間、当該車両に搭載し、各消毒ポイントで消毒を受ける毎に記録をするように指導を行う。

カ 交代時の引き継ぎ

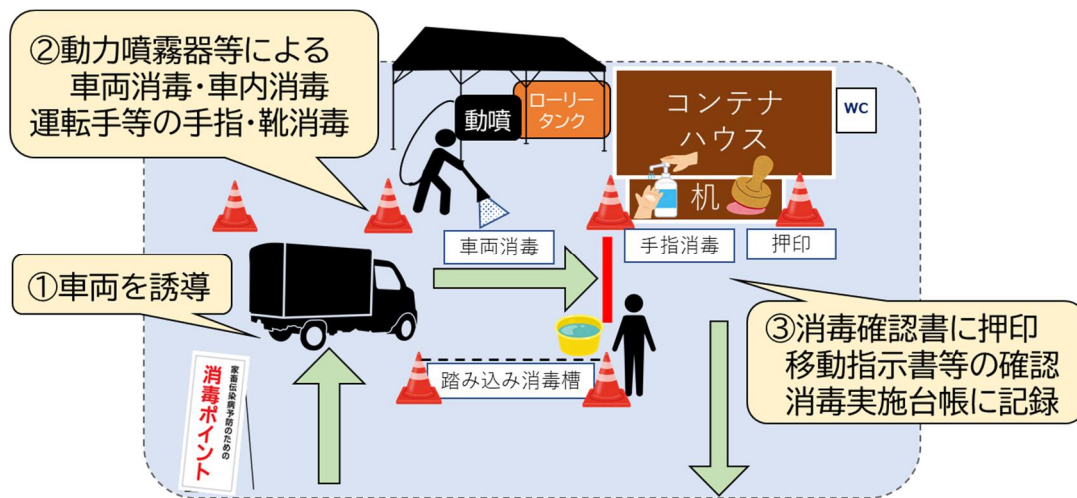
交代時には、「消毒ポイント作業記録」別冊7(様式3)に作業状況を記載し、作業内容や状況を、次の班に伝達する。

キ 報告

(ア)毎日午前9時に、現地または地域総務班総務係に直前24時間分の「車両消毒実施台帳」を報告する。

(イ)報告を受けた現地または地域総務班総務係は県防疫総括班総務係にその内容を報告する。

【消毒ポイントにおける措置】 班編成:1班2~3人体制



○必要資材【必要資材量の目安】参照

表1

協力団体支部に依頼する 現地対策本部調達品
コンテナハウス
仮設トイレ
発電機
投光器
赤コーン、コーンハット、ガードバー
長机、椅子
給水車(散水車)
ストーブ
台車
ローリータンク(100~500ℓ)
赤色灯

表3

県本部調達品	
動力噴霧器	
踏み込み消毒槽	*
ジョイント人工芝	*
消毒ポイント看板	*
消毒ポイント予告看板	*
消毒済みスタンプ	*
スタンプ台(赤)	
消毒用アルコール	
消毒薬(逆性石けん等)	
スプレーボトル(アルコール用)	*
誘導灯・単2電池	*
ゴーグル	*
雨合羽(防護服) ※1	*
長靴	*
ゴム手袋、軍手	*
簡易マスク	*
紙製ウエス	*
ガソリン携行缶	*
軽油缶	*
灯油缶	*

表2

現地(地域)対策本部調達品
ガソリン
軽油・ポンプ
灯油・ポンプ
洗車ブラシ
画版
時計
車両消毒確認書(別記様式40)
車両消毒実施台帳(別記様式41)
消毒ポイント作業記録(別記様式42)
懐中電灯
筆記用具
ポリ袋(90L、黒、厚手)
養生テープ
トイレットペーパー
着火ライター
デジタルカメラ等 ※2
(必要に応じて)土嚢、吸水土嚢

(※1)作業員に消毒液がかからない
ようにするため

(※2)設置時記録用

(*)補充および不足分は現地(地域)
にて調達

車両消毒確認書

(別冊4)様式1

車両NO.	車両の所有者 (会社名)		
日時	日時	日時	日時
月 日 :	月 日 :	月 日 :	月 日 :
運転者	運転者	運転者	運転者
消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.
日時	日時	日時	日時
月 日 :	月 日 :	月 日 :	月 日 :
運転者	運転者	運転者	運転者
消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.
日時	日時	日時	日時
月 日 :	月 日 :	月 日 :	月 日 :
運転者	運転者	運転者	運転者
消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.

※: 当該確認書は制限区域が設定されている間、記載されている車両No.の車内に搭載し、各消毒ポイントで消毒済み印を受けることとする。

車両消毒実施台帳

消毒ポイントNo.: _____

No.	実施日時	車両ナンバー	車両所有者 (会社名)	車両区分	目的地等	備考
1	/ :					
2	/ :					
3	/ :					
4	/ :					
5	/ :					
6	/ :					
7	/ :					
8	/ :					
9	/ :					
10	/ :					

※:車両区分(A:家きん畜産関係車両、B:家きん以外畜産関係車両、C:一般車両、D:その他)

※※:車両区分詳細等(飼料運搬車等)については必要に応じて備考欄に記載すること

消毒ポイント作業記録

消毒ポイントNo.: _____

月日	時間	作業者		消毒台数 (合計)	引継事項	備考
		所属	氏名			
/	: ~ :					消毒薬の作製量・作製時間等を記録
/	: ~ :					
/	: ~ :					
/	: ~ :					
/	: ~ :					

※:消毒薬の希釈作業を行った場合は備考欄に作製量・作製時間を記載すること

※※:交代時の引継ぎ事項があれば引継事項欄に記載すること

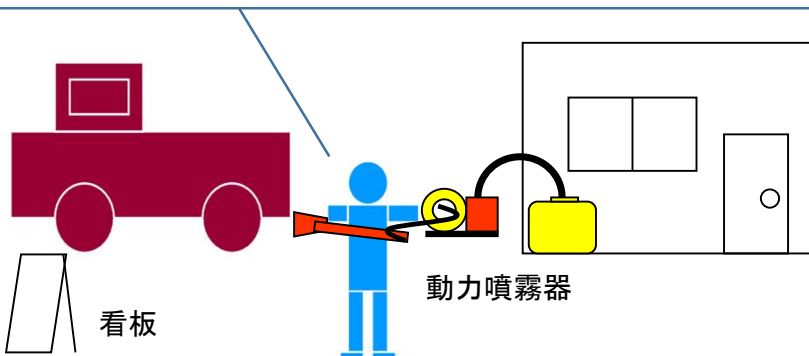
車両消毒ポイントの設置について

- 〇月〇日に、〇〇市において高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、家畜伝染病予防法に基づき、当該農場において防疫措置を実施しています。
- これに伴い、家きんへの本病の感染拡大を防ぐため、畜産関係車両を対象とした車両消毒ポイントを下記のとおり設置します。
- この消毒は、家畜伝染病予防法に基づき行うもので、安全かつ適切に作業を行います。
- 使用する消毒液は、一般的に使用されている逆性せっけんを適切な濃度に希釈して使用するため、周辺環境への影響はありません。
- また、車両消毒ポイントに立ち寄る車両から高病原性鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することはありません。
- 住民の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 消毒ポイント設置場所：

2. 設置予定期間：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

タイヤ周りを中心に、車両全体を動力噴霧器で消毒薬を噴霧します。



連絡先：

- 我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- 根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

参考1

移動制限除外証明書

滋 畜 衛
年 月 日

殿

滋賀県家畜保健衛生所長

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：

年 月 日に滋賀県 市（町）で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等：
初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物 / その他（ ）
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。

- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

参考2

(表面)

家きん等移動指示書

滋畜衛第 号

年 月 日

様

滋賀県家畜保健衛生所長 印

年 月 日付けで申請があった家きん等の移動について、次のとおり移動を指示
します。

移動物品の種類	移動理由	所有者または管理者 の住所氏名	移動許可申請者 の住所氏名

1 移動年月日

年 月 日から制限区域が解除されるまでの期間

(ただし、下記の異常を発見した場合は、移動を取りやめ、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。)

2 移動経路

	経路	備考
農場等		

(例) 農場→(県道○号)→(国道○号)→消毒ポイントNo.○→県道△号→消毒ポイントNc

3 移動先に関する事項

施設の住所および名称:

異常発見時の措置

下記の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに販売を取り止め、家畜保健衛生所へ連絡をすること。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合。またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

③5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。)またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

(裏面)

- 1 移動に用いる車両は、農場の入出時、制限区域の入出時、死亡獣畜処理場の入出時には消毒を行い、記録を残すこと。
- 2 運搬経路は、家きんの飼養農場付近を極力走行しないルートを設定し、移動指示書に記載されたとおりとし、処理施設等への直接搬出のみとすること。
- 3 運搬車両は、生鳥については、網目の細かいネットで荷台を覆い、羽毛等の飛散防止に努めるとともに、その他の物品の移動にあっては、密閉可能な車両を用いるか、または車両の荷台をコンテナやシート等で覆い、荷台からの液体の漏えいがないようにして輸送すること。
- 4 死亡家きんは、目的地で下ろした後、荷台や輸送容器を含め確実に車両の消毒を行うこと。
- 5 死亡獣畜処理場への搬入は、1農場もしくは保管施設のみからの搬送とし、複数の農場に立ち寄らないこと。
- 6 万一、異常が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- 7 制限区域内の指定された消毒ポイントで車両消毒を行い、下欄に消毒済の押印を受けること。

消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄
消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄
消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄